

# 育児時短就業給付金とは？新設された制度を解説！

2025年4月、雇用保険に「育児時短就業給付金」という新制度が創設されました。これは子育て中の社員が仕事と育児を両立しやすくするよう、国が経済的に支援する制度です。今回は制度の概要や手続き、企業側の実務ポイントを解説します。

## 制度の概要

「育児時短就業給付金」とは、2歳未満の子を育てるために所定労働時間を短縮して働き、賃金が低下した場合に、低下した賃金額の一部（10%）が支給される制度です。仕事と育児の両立を支援し、育児期にも柔軟な働き方を選びやすくすることが目的とされています。

## 対象となる労働者の条件

この給付金を受けられるのは、雇用保険の一般被保険者で、2歳未満の子を養育するため短時間勤務を行っている人です。その上で、育児休業終了後14日以内に短時間勤務を開始していること、または短時間勤務開始日前の2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12か月以上あることが条件です。

## 支給額・支給期間・申請方法

支給額は短時間勤務中の賃金の10%です。時短勤務時の賃金が時短勤務開始前の90%超の場合は給付金が減額されます。支給期間は短時間勤務を開始した月から終了した月までで、最長で子が2歳に達する日の前日が属する月まで受けられます。申請は原則2ヶ月に1度、会社経由でハローワークへ行きます。初回申請は開始から4ヶ月以内に行う必要があり、忘れずに手続きを完了させましょう。

## 企業側の実務対応と留意点

企業は事前に制度を社内に周知し、従業員が利用しやすい環境を整備しましょう。申請があれば、社内手続きや書類準備を正確に行い、申請をサポートしましょう。育児休業を取らず短時間勤務を選択する例も考えられるので、そういう場合にも柔軟に対応できるように準備しておきましょう。

育児時短就業給付金は、社員が子育てをしながら仕事を続けられるよう支援する心強い制度です。育児と仕事の両立を企業全体で応援することが、社員の安心と企業の成長に繋がります。ぜひ制度を活用し、働きやすい職場環境づくりにお役立てください。